

市会議案第6号

吹田市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年5月18日提出

吹田市議会議員 馬場慶次郎

同 後藤 恭平

同 澤田 直己

同 橋本 潤

吹田市条例第 号

吹田市積立基金条例の一部を改正する条例（案）

吹田市積立基金条例（昭和39年吹田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(16) 新型コロナウイルス等感染症対策基金 新型コロナウイルス等の感染症対策に係る資金積立て

第4条第1項中「及び環境まちづくり基金」を「、環境まちづくり基金及び新型コロナウイルス等感染症対策基金」に改め、同条に次の1項を加える。

9 新型コロナウイルス等感染症対策基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、新型コロナウイルス等の感染症対策に必要な財源に充て、又は当該基金に編入するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス等感染症対策基金を設置するため必要があるので、本案を提出するものです。

吹田市積立基金条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、次の各号に掲げる基金を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1) }          { ----- 略 -----          (15) }</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金(緑化推進基金、地域福祉基金、こども笑顔輝き基金、みんなで支えるまちづくり基金、ダブルリボンプロジェクト基金、スポーツ推進基金及び環境まちづくり基金を除く。)の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、当該収益の生じた基金に編入するものとする。</p> <p>2 }          { ----- 略 -----          8 }</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、次の各号に掲げる基金を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1) }          { ----- 略 -----          (15) }</p> <p><u>(16) 新型コロナウイルス等感染症対策基金</u> <u>新型コロナウイルス等の感染症対策に係る資金積立て</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金(緑化推進基金、地域福祉基金、こども笑顔輝き基金、みんなで支えるまちづくり基金、ダブルリボンプロジェクト基金、スポーツ推進基金、<u>環境まちづくり基金及び新型コロナウイルス等感染症対策基金</u>を除く。)の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、当該収益の生じた基金に編入するものとする。</p> <p>2 }          { ----- 略 -----          8 }</p> <p><u>9</u> <u>新型コロナウイルス等感染症対策基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、新型コロナウイルス等の感染症対策に必要な財源に充て、又は当該基金に編入するものとする。</u></p>